

三宅村 議会だより

第39号

2021.11.19



写真：小学校運動会

目次

令和3年第3回三宅村議会定例会で審議された議案	……	2
令和3年第3回三宅村議会定例会 議決結果	……	3
村政を問う（一般質問）	……	4
議長報告書	……	10



令和3年第3回三宅村議会定例会
(会期：9月8日)
で審議された議案

承認第1号

令和3年度三宅村一般会計補正予算(第3号)に係る専決処分承認について

歳入歳出予算の総額にそれぞれ188万4千円を追加し、総額43億235万9千円となりました。

内容は新型コロナウイルス感染症接種体制確保事業に係る消耗品購入、案内業務・予約業務委託に伴う増額補正を承認しました。

議案第1号

三宅村事務手数料条例の一部を改正する条例

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の



で審議された議案

利用等に関する法律の一部改正に伴い、カードの再交付に係る手数料に関する規定の一部を削除する改正です。

議案第2号

令和3年度三宅村一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1709万千円を追加し、総額43億1945万円となりました。

主な内容は臨時庁舎管理、クリーンセンター管理、合併処理浄化槽設置補助、新坪田分団詰所新設、簡易水道特別会計繰出金等の増減額補正です。

議案第3号

令和3年度三宅村国民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1054万8千円を追加し、総額3億8911万7千円となりました。

主な内容は、新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者確保、それに伴う備品購入等の増額補正です。

議案第4号

令和3年度三宅村介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ87万7千円を追加し、総額3億7272万2千円となりました。

主な内容は令和2年度介護給付費交付金支払基金返還金償還金等の額の確定に係る増額補正です。

議案第5号

令和3年度三宅村簡易水道特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2506万4千円を追加し、総額2億9972万5千円となりました。

主な内容は、簡易水道施設設備工事(ポンプ設備等)、配水管布施付帯工事等に係る増減額補正です。

認定第1号

村道認定路線の廃止について

既認定路線(薄木1号線)の現状に応じた整理を行うため、認定路線の廃止を認定しました。

認定第2号

令和2年度三宅村公営企業会計決算の認定について

(1)令和2年度三宅村旅客自動車



車運送事業会計歳入歳出決算
令和2年度三宅村旅客自動車運送事業会計の決算を認定しました。

発議第1号

新型コロナウイルスによる厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染症拡大は、変異株の猛威も加わり、全国に甚大な経済的、社

会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は、来年度においても財源不足は避けられない厳しい状況に直面していることから、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくことを目的とし、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く求めるものです。

可決後、衆参両院議長、各大臣に意見書を提出しました。

令和3年第3回三宅村議会定例会 議決結果

議案番号	議案名	審議の賛否						議決結果
		石井肇	北川博史	沖山雄一	沖山肇	木村靖江	平川大作	
承認第1号	令和3年度三宅村一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の承認について	○	○	○	○	○	○	承認
議案第1号	三宅村事務手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	可決
議案第2号	令和3年度三宅村一般会計補正予算（第4号）	○	○	○	○	○	○	〃
議案第3号	令和3年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	〃
議案第4号	令和3年度三宅村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	〃
議案第5号	令和3年度三宅村簡易水道特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	〃
認定第1号	村道認定路線の廃止について	○	○	○	○	○	○	認定
認定第1号	令和2年度三宅村公営企業会計決算の認定について (1)令和2年度三宅村旅客自動車運送事業会計歳入歳出決算	○	○	○	○	○	○	〃
発議第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）	○	○	○	○	○	○	可決

※表中の記号：○…賛成 ×…反対 -…欠席



村政を問う

5人の議員が一般質問

沖山 雄一
議員



問 コロナ禍における感染対策と経済対策について

全国的な感染拡大が続く中で、東京諸島全体でも三宅村においても、複数の感染者が報告されています。

9月の後半には連休なども控えており、島内の出入りについて三宅村では、これまでと変わらずという対応をしていくのですか。もしくは、ワクチン接種を2回終えた方や陰性を証明するなど条件を提示するとか、何かしら考えがあるか、伺いたいと思います。

答 福祉健康課長

三宅村では、コロナ感染症対策につきましては、昨年3月に三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、今日まで、関係機関を含めた第2次拡大会議を必要に応じて、村全体で対策等を講じております。

本村におきます感染状況は、8月には8件の陽性者が確認され、住民の皆様にもご心配をおかけいたしました。現在は終息に向かっております。そのため、島への出入り規制について、本村が現在そうした措置が必要な状況ではないものと判断いたしましたが、いつ何どき、どのような状況になるのか全く予測もつかない状況にあつて、対策本部としては、様々なことを想定しながら、今後関係機関と連携を密にしながら、適切な対応を講じてまいります。

なお、ワクチン2回接種など来島条件とする、そういう考えにつきましては、三宅島

観光協会では、三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部第2次拡大会議で協議の結果、9月中旬から3泊以上滞在される来島者に対して、来島前日までにPCR検査の受検等をお願いする予定であり、また、対策本部としても、島内建設関係の皆さまに、業務上来島される皆さまに対して同様の対策を講じられるよう依頼したところでございます。

再 住民の方の声を反映してもう一度お聞きします。

商工会や観光協会の会費については2年連続で補助しました。今年も全島民に商品券など経済対策を打つという予定はあるのか、サービス業や観光業、その他個人事業などを含め、島内の事業者に対して去年やったような支援金を出す予定があるのか、お答えいただけますか。



答 観光産業課長

商品券を出すか出さないかという質問ですが、今回は実施はいたしません。

問 増える空き家対策について

空き家等の実態把握、所有者の特定等について質問します。

国土交通省の空き家対策についての住宅統計調査による定義の中で、その他の住宅、転勤、入院などのため長期にわたって不在の住宅や、建て替えなどのために取り壊す予定になつているもの、売却のために空き家になつているなど、整理分類は固定資産税などの課税に影響する。過去にも質問しているが、村として把握して対策の優先順位をつけているのか、事前に調査事項として、三宅村の空き家状況の詳細について質問しましたが、村ではデータを所有しておりませんと回答がありました。

三宅村の空き家対策を週々ていくと、第5次の三宅村総合計画には、「空き家の有効活用を図り、住居の提供を推進します」として、「空き家バンク制度を確立し、空き家の有効活用を図ることで島内外の定住者確保の促進をします」とあります。



計画の策定あるいは所有者の調査、データ整理、管理の促進等についてはまだ手をつけていないと回答していますが、その理由を伺いたい。

答 村民課長

税務係では、固定資産税相続人代表者指定及び現所有者認定事務取扱要領を定めておりまして、常に相続人の特定を行っております。

所有者が死亡した場合、相続登記が完了していれば、その相続人に納税の義務を受け継ぐこととなります。相続登記が完了するまでの間ですが、その間は相続人を代表して納付していただくことにしたいといたつたため、相続人代表者指定届の提出を求めております。この指定届の提出がなされない場合は、代表者をこちらから強制指定していただきます。また、毎年納税通知書の発送時に島外の納税義務者に



本村の空き家対策といたしましては、現在、村独自事業

答 企画財政課長

また、空き家等で放置され、固定資産税として評価に値しない物件や未登記の家屋で取り壊した場合など、現場調査を含めまして家屋滅失届の提出を求めています。固定資産台帳から抹消しているという状況です。

しかしが、空き家による固定資産税への直接的な影響はないものと考えております。

対しまして、納税義務者が亡くなられたときの手続についてというお知らせを同封しており、周知に努めています。さらに納税通知書未到達、届かなかつたという納税義務者に対しては、現住所の調査を行って、適正な課税に努めています。

である三宅村空き家活用対策事業を実施し、空き家を有効活用することにより定住を促進し、地域の活性化を図る取組を行っています。

国が実施する空き家対策総合支援事業については、対象施設が適切な管理がされないまま放置され、周辺環境へさまざまな悪影響を及ぼすことが懸念されるような、いわゆる特定空き家や不良住宅であり、一般の空き家住宅におきましても、除却後の跡地、または増改築等の後の建築物が地域活性化のため、計画的利用に供されなければならぬ、などの条件が付されております。

現在、国が示している特定空き家に該当する空き家については、本村において確認がされていないことや、村有施設を増加する計画などもないことから、当面の間は、三宅村空き家活用対策事業を実施し、空き家の発生を防止、地域の活性化を図る取組を行っています。

今後も、空き家に係る村民ニーズや特定空き家等の状況を鑑みながら、必要と判断した場合、空き家等対策計画の策定や協議会の設置などによる地域事業者等との連携体制の構築など迅速に対応してまいります。

平川 大作

議員



問 新型コロナウイルス感染症対策について

三宅にPCR器具がなく、PCR検査ができないように聞いています。

必要などきに何回でも検査が受けられるよう、三宅に検査器具を置き、島で検査ができるようにすること、島民の皆さんの命を守るために、三宅に出来ないでくださいという強い手だてが取れないかということ、観光客にPCR検査の義務づけができないかお聞きします。

答 福祉健康課長

必要などきに何回でも検査が受けられるよう、島内にPCR検査機器を設置すべきだとのご要望についてお答えいたします。

島内でのPCR検査は、現在、診療所を発熱等により受

診したときに必要に応じて行う検査と、また、島しょ保健所三宅出張所が濃厚接触者に対して行う検査の二通りがあります。

いずれも島外の検査機関に委託しております。検体搬送後、基本的には翌日には検査結果が判明いたします。

島内にPCR検査機器の設置をとのご要望でございますが、厚生労働省からPCR検査等における精度管理マニュアルが示されております。その基準を満たすには、設置する検査室の設備面、また、人員の確保等幾多の課題があり、設置は困難です。

次に、島民の皆さまの命を守るために、三宅に出来ないでくださいといった強い手だてをとの要望、さらには観光客にPCR検査の義務づけができないかとの質問ですが、現段階ではそうした状況にないと判断しております。対策本部といたしましては、さまざまなことを想定しながら、今後とも適時適切に対策を講じてまいります。

また、三宅島観光協会では、三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部第二次拡大会議で協議の結果、9月中旬から、3泊以上滞在される来島者に対して、来島前日までにPCR検査の受検等をお願いする予定であり、また、村

対策本部としても、島内建設関係の皆さまに業務上来島される皆さまに対して、同様の対策を講じられるよう依頼したところでございます。

今後とも対策本部としては、関係機関と連携を密にしながら、住民の命を守るために取り組んでまいります。

再 学校や保育園の子供たちをどう守っていくかが今後の課題だと思っております。その辺はどのように考えていますか。

答 福祉健康課長

例えば三宅であれば、ほかの町村の島しょ保健所から人的な応援をいただいで、保健所間でお互いに協力し合っているところでは、検査体制は対応しているところでは、

また、島内では学校、保育園それぞれこの夏休み過ぎに、喚起の文書を保護者あてに全部お願いをして対応しているところですので、今後とも、引き続き十分対応してまいります。

なお、抗原検査の簡易キット、こちらもそれぞれ施設のほうへ配置済みでございます。万が一のときは、そうした対応も可能ということで現在対応しているところでは、

問 後期高齢者制度の窓口負担について

窓口2割負担をめぐっては、田村厚生労働大臣は、子供医療費助成と同様に自治体が独自に窓口負担増を軽減することは、地方自治の精神に鑑み、できると明言している。年金しか収入源がない高齢者の方の医療費の窓口負担2割負担化は重症を招き、生活そのものを壊す。

医療の窓口負担2倍化を村として中止すべきだ。また、2割負担中止を国に対して要望すべきだと考えるが、どう考えるかお聞きします。

答 村民課長

令和2年12月15日に閣議決定されました全世代型社会保険改革の方針の内容でございますが、負担能力のある方に可能な範囲で負担していただくことにより、若い世代の負担を少しでも減らし、かつ高



齢者に必要な医療を確保し、自己負担割合の見直しで受診抑制などが生じないようにすることを総合的に勘案し、現役並み所得者を除く後期高齢者のうち、課税所得が28万円以上かつ単身世帯で年収200万円以上、複数世帯で年収320万円以上の方を限り、それ以外を1割とするというものです。つまり、負担能力のある一定所得以上の方、所得上位者に限って医療費の窓口負担を2割といたしまして、それ以外の方は1割とされたものでして、被保険者への影響は最小限に抑えられているものです。

施行時期につきましては、令和4年度後半までの間で政令で定めることとされておりまして、2割負担への変更によつて影響が大きい外来患者への配慮措置といたしまして、法の施行後3年間、1カ月の負担増額を、最大でも3000円に収める措置を導入することも盛り込まれているものです。

また、今回の閣議決定に至るまで、全国後期高齢者医療広域連合協議会が厚生労働大臣に對しまして、令和元年6月から3回、窓口負担の在り方についての要望書を提出していること、それから全世代

型社会保障検討会議、こちらでも令和元年9月から12回開催されており、その間、社会保障審議会医療保険部会におきましても10回ほど議題とされておりまして、有識者をはじめ医療関係団体、保険者、それから経済団体、自治体、市民団体などの各代表により議論が重ねられまして、十分な配慮がされているものと考えております。

再

多くの方が日々の生活を切り詰めて生活していらっしゃるというところは、本当に死活問題です。若い者の1万円の価値と高齢者の1万円の価値とは全然違うんです。高齢者の方々を何とか救っていただくよう、今後とも町村会において三宅島の現状を訴えていきたいと思っております。

今後とも全力で取り組んでいきたいと思っております。

答 村民課長

今後、町村会等また議長会等もあると思えます。この後期高齢者の窓口2割負担について議論がなされた場合には、逐一情報を得ながら村のほうでどういう対応をしたいのか、また考えていきたいというふうに思います。低所得者、年金収入のみの方で、

いわゆる低所得者に関しましてはこれまでどおり1割負担、変わりません。なおかつ全体の数字で申し上げますと、今、6月末現在ですが、後期高齢者医療の保険者ですが、被保険者は477人おります。そのうち3割負担している方25人、1割負担に關しましては452人と95%が1割負担です。仮に2割負担になるとして想定して、今の6月末現在で試算しますと、およそ80人が、今現在1割負担の方が2割負担に移行するとしても80人です。その率として17%、全体の17%の方が2割負担を強いられると。その方々につきましても収入があるということですので、現役所得並みの3割負担の方、3割まではいきませんが一定のラインで2割負担の負担になるという現状です。

問 緊急ヘリ搬送について

東京であれば救急車が来て病院まで搬送してくれます。本村においては、緊急ヘリが飛行機が一番早く着きます。7時間以上かかる船の中で容体が急変したら対応できないと思います。例えば大腿骨や歩けないほどの骨折をした場合、緊急ヘリ搬送の現状、要請条件はどうなっているのか、今後の対



答 医療担当課長

応はどうかお聞きします。

緊急ヘリ搬送の要請条件でございますが、患者を高次医療機関に搬送し、処置執刀を、または人工呼吸器などのサポートを行わなければならない差し迫った状況であること、また受入れ病院との当該患者の搬送について調整がなされていること、この2点が搬送を行う要件となります。

今後の対応ですが、ただいまご説明した要件に基づき適切に対応してまいります。なお、三宅島に限らず、いわゆる単純な大腿骨骨折によるヘリ搬送は原則行っておりませんが、当然、骨折に伴う合併症など複数の症状が見られ、緊急性が高いと診断された場合は緊急ヘリ搬送の要請を行います。

北川 博史
議員



問 新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響における事業者への支援について

7月12日、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う4度目の緊急事態宣言が発出され、東京都には外出自粛が呼びかけられました。このたびの緊急事態宣言は期間も約2



か月にもわたっていることもあり、前回のゴールデンウィークに続き、この時期にまさかまたなのかと、言わば諦めのため息に変わりました。新型コロナウイルス感染症の増加数などいろいろな面での仕方のないことだと、十分過ぎるほど理解しているつもりですが、1年の売り上げの大半を占めるこの時期の要請は、観光立島を掲げている村としては、緊急事態宣言以上の緊急事態だと私は考えます。中には、ある程度条件を満たし、保障されているところもあるようですが、飲食関連以外の事業者は何の保証もなく、多くの宿泊業者、観光業者はもはや限界を超え、事業経営を維持するには非常に厳しい危機的状況に至っているという声を、多くの方々から聞いております。



その中、都内では、要請にも応じずルールを守らない事業者がいる中、島内では、コロナ感染者は発生してしまいましたが、私の把握している限り、島内の業者はルールを守り、要請に従っていただいていると思います。が事業者の危機的状況は増すばかりです。そこで、商工業者が事業経営を持続していただくためにも、昨年実施していただいた事業者支援金のような支援をしていただきたいと思います。が、今後、村としては、観光業者等に対して支援を考えているのか、お伺いいたします。

答 観光産業課長

新型コロナウイルス感染症により疲弊した、観光産業をはじめとする島内各産業の活性化を図るため、三宅島島内における宿泊費の補助を実施したいと考えております。

木村 靖江
議員



問 男性の育児休業について

男性が、妻の出産直後に計4週間取得できる、出生育児休業の導入を盛り込んだ、改正育児介護休業法が今年6月3日に成立いたしました。早ければ2022年10月に、新制度に基づく育児が取得可能になります。子供を産み育てやすい環境づくりが、大きく前進すると期待されております。

男性版産休ともいう育児は、妻の出産から8週間以内に、夫が4週間まで育児の取得ができるというものです。出産直後の女性は、ホルモンバランスの崩れや睡眠不足などによる、産後うつへのリスクが高いと言われます。心身ともに不安定になりがちな妻を、夫がしっかり支えられるよう、このような枠組みを設

ける意義は大変に大きいと思います。

改正法では、育児取得しやすい職場環境の整備を進め、企業には社員研修や相談窓口設置を求め、従業員への取得意向の確認も義務付けるとされています。なお、改正法は公務員も対象となります。

今の若い世代は、育児を取りたいと考えている人がとても多いと言います。育児休業制度をはじめとする職場環境の整備は、職員の確保を定着させるためにも重要であり、出生率の向上にも寄与すると考えられていると言えます。

三宅村にとっても、人口増加につながることを期待できるかと私は考えます。

そこで、村では、男性の育児休業についてどう考えますか。

また、制度の職場環境への整備について、準備されるとは思いますが、お考えを伺います。

答 総務課長

本年6月に育児休業、介護休業等、育児または家族介護





を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、男性版の育児ともいべき出産の育児休業が導入されることは承知しております。

厚生労働省の発表した2020年の人口動態統計でも、出生数は5年連続で過去最少を更新するなど、少子高齢化が進行し、その対策は本村でも急務となっております。

三宅村役場におきましても、制度に基づく休暇取得を適正に実施してまいります。

問 生理の貧困対策について

今月（9月）全ての東京都立学校の女子トイレに、生理用品が配備されることになったと聞きます。

若い女性の間で、金銭的理由で生理用品を買うのに苦労した、ほかの物で代用した、交換の回数を減らしたなどの結果が、コロナ禍の今の中のある任意団体の調査によって報告があったそうです。学校では、予期せぬ状況で

持ち合わせがなく慌てたということは、多くの女子が経験をしているのではないでしょうが。

学校のトイレに、生理用品が置かれていることはありがたいことであり、本当に助かるのだと思います。

保健室には多少の用意もされているかもしれませんが、三宅村の小・中学校のトイレに配備をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

答 教育課長

小・中学校への配備については、学校に確認したところ、保健室で常備しているのですが、その利用は非常に少ないということでした。

しかし、1日のうちの多くの時間を過ごす学校におきまして、女子児童・生徒が突然の対応にも困ることなく、安心して過ごせるような環境を整えるべく、学校現場と十分協議の上、善処いたします。



沖山 肇
議員



問 村営住宅使用料の徴収について

令和2年度村税など収納状況調べによる令和3年5月末時点での数字を基に、村営住宅使用料の徴収についての質問をします。

令和3年5月末での滞納分の収入が金額にして、249万7000円。現年度分4890万9000円と、徴収された率でいくと94・4%と比較的高いと思われませんが、現年度分に新たに発生した未収金が、288万2000円で約40万円増えています。

以前、村の答弁では、現年度においては、できる限り新たな滞納が発生しないなどの努力をし、滞納整理に努めると言われましたが、現状では滞納額は増えており、これまでのような措置をとりつつ、今後どのように滞納を縮

小さめるよう措置を講ずるのかを伺います。

答 地域整備課長

村営住宅使用料の滞納者への対応については、毎月の納付期限までに支払いがない方に督促状を送付し、それでも納付督促等に応じない滞納者に対しては、電話、訪問、または呼出しによる納付指導を実施しております。

また、本年4月には、現年度の納付がされていない方へお知らせをし、出納閉鎖前までに納入するよう指導を実施しております。

滞納を発生させないための取組としては、昨年に比べ、本年度の滞納繰越し額は着実に減っていることから、今後



整理等事務処理要綱に基づき、納付督促、戸別催告等の順に進め、催告等に応じない滞納者に対し電話、訪問および呼出しによる納付指導を粘り強く実施してまいります。

それでも支払う意思のない悪質な滞納者については、明渡し請求、入居許可の取消し訴訟など、段階的に措置を講じてまいります。まずは滞納させないよう、確実に債権確保に取り組んでまいります。

再 村営住宅の入居状況ですが、今現在、空きはどのくらいあるのですか。

答 地域整備課長

空き室にしましては、210戸、村営住宅がある中の34戸が空いております。

再 一時に比べ、入居者が少なくなっている現状だからこそ、より一層納付に対する指導を進めるべきだと考えて質問させていただいたんですけれども、課長の本気度を示していただいているので、使用条例、例えば41条2項にある3か月滞納した場合、村営住宅使用料滞納整理など、事務処理に基づく適切に公平公正な処置を行っていく、そういう認識でよろしいですか。

これは、精査して、形でこういうふうになったものなのか。一応それまでの努力をさせていただくということで、答弁されたと思います。

最後に伺いますけれども、滞納されている方が、例えば自主的に退去された場合、そのときにどのような措置を講ずるのかを伺います。

答 地域整備課長

退去時に未納の住宅使用料がある方については、入居時に支払っている住宅保証金が滞納分として補填されておりますが、それでもまだ滞納等がある方については一括での支払いか、分納誓約を交わし請求する方法で対応しております。



三宅村議会開催に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取り組み

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とし、9月開催の定例議会において以下のとおり対応しました。

- 出席者の座席の間隔を空ける
- マスクの着用
- 消毒液の設置
- 一般質問時間について時間制限の設定
- 換気の実施
- 議案審議の整理による会議時間の短縮
- 傍聴自粛依頼
- 行政報告、質疑等を簡潔に行う

編集後記

第3回定例会が終了し、議会だより第39号をお届けいたします。

わが国の新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種が進むにつれ、ここに来て一日の感染者数が大幅な減少傾向を見せ、生活環境が自粛から自衛へと変わってまいりました。

今後ともわれわれにできることは、これまで以上に三密を避ける行動など、新しい日常を実践することで第6波を絶対食い止めることだと考えます。

私たち三宅村議会議員は、島が抱えるさまざま課題に対し、これまで以上に村民の皆さまのお声を反映し、より良い村づくりと一緒に進めさせていただきまます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。
本号の表紙とフォトギャラリーは、子供たちの元気な姿をお届けするため、三宅村立学校、三宅村教育委員会のご協力をいただき、先日行われた三宅小学校運動会・三宅中学校運動会の写真を掲載させていただきました。

議会だより編集委員長

冲山 肇

議長報告書

令和3年5月28日（令和3年8月25日）

1 出張関係

- 令和3年7月20日(火)
 - 令和3年東京都島嶼町村一部事務組合定例会出席
- 東京都町村会・東京都町村議会議長会合同会議出席
- 令和3年東京都島嶼町村会・東京都島しょ町村議会議長会合同研修会出席

2 会議関係

- 令和3年5月31日(月)
 - 第10回三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部第二次拡大会議出席
 - 令和3年6月18日(金)
 - 第11回三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部第二次拡大会議出席
 - 令和3年7月6日(火)
 - 令和3年度東京島しょ町村議会議長会第1回臨時総会（書面開催）
 - 令和3年7月8日(木)
 - 全国離島振興市町村議会議長会令和3年第1回総会出席(Web会議)
 - 令和3年7月10日(土)
 - 第12回三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部第二次拡大会議出席
 - 令和3年8月5日(木)
 - 第13回三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部第二次拡大会議出席
 - 令和3年8月25日(水)
 - 第14回三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部第二次拡大会議出席
- ### 2 行事・来島者関係
- 令和3年6月16日(水)
 - 三宅村シルバー人材センター令和3年度定時会員総会（祝辞送付）
 - 令和3年7月15日(木)
 - 東京2020オリンピック聖火リレー「ミニセレブレーション」出席



中学校運動会



- フォトギャラリーコーナーに掲載する村民の皆さまの身近な写真をお待ちしております。詳細につきましては議会事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

発行：三宅村議会
住所：東京都三宅島三宅村阿古497番地
電話：04994-5-0956
担当：議会事務局